

コード番号	8.1.1	業務名	棚卸
事例	棚卸の依頼・指示		

項目	手続	留意点
① 依頼・指示	<p>情報政策課内部作業</p> <p>手順1 ソフトウェア資産管理担当者(情報政策課担当者)は各部局の情報化推進員に「棚卸手順書」及び「棚卸用データ」を提供し、棚卸を依頼する。</p> <p>手順2 情報化推進員は、ソフトウェア資産管理担当者(情報政策課担当者)から届いた「棚卸手順書」及び「棚卸用データ」を情報セキュリティ責任者(各部局の次長等)に供覧し、各所属へ棚卸を指示する。</p>	<p>※1 「棚卸」とは、管理台帳の記載事項が、使用実態と合致していることを検証するために実施する作業(基準4-(13))</p> <p>※2 ライセンスの保有やハードウェアの使用の有無に関係なく、あるがままの状態を記録しなければならない。</p> <p>コード番号8.1.2につづく</p>

根拠規程

【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】

1.2 棚卸

(1) 棚卸手順の作成

資産管理者は、対象資産に対する棚卸の手順を作成し、周知徹底しなければならない。

【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】

1.2 検証

(1) 棚卸

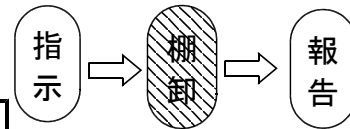
② 棚卸の実施

ア 棚卸の依頼

副統括責任者は、セキュリティ責任者に対し、棚卸の実施を依頼し、セキュリティ責任者は、依頼に基づき、自らの責任範囲において棚卸を実施しなければならない。

イ 棚卸用データの提供

資産管理者は、セキュリティ管理者が棚卸を実施する際に利用する「棚卸用データ」及びに棚卸の手順をまとめた「棚卸手順書」を準備し、提供しなければならない。



コード番号	8.1.2	業務名	棚卸
事例	棚卸の実施		

項目	手続	留意点
② 棚卸	<p>手順1 情報化推進リーダーは、情報セキュリティ責任者の指示に従い、「棚卸手順書」及び「棚卸用データ」に基づき、職員等に指示し棚卸を実施する。</p> <p>手順2 情報化推進リーダーは、棚卸が適切に実施されたことを確認する。</p>	<p>コード番号8.1.1のつづき</p> <p>棚卸はデータにあるものをチェックするだけではなく、全ての資産を洗い出すこと(データにあるもの以外が発見されたら、追加する)</p> <p>コード番号8.1.3につづく</p>

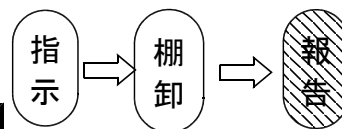
根拠規程

【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】

- 1.2 棚卸
- (3) 棚卸結果の報告及び是正措置
副統括責任者は、棚卸結果を取りまとめ、明らかになった課題の是正措置及び再発防止策を記載した「棚卸結果報告書」を作成し、統括責任者へ報告しなければならない。また、是正措置の実施状況をモニタリングし、定期的に報告しなければならない。

【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】

- 1.2 検証
- (1) 棚卸
 - ② 棚卸の実施
 - ウ 棚卸の実施
セキュリティ責任者は、副統括責任者の指示に基づく方法で、棚卸の結果を「棚卸実施結果」として取まとめなければならない。
 - エ 棚卸期限の順守
セキュリティ責任者は、副統括責任者の指示に基づく方法で棚卸を実施し、「棚卸実施結果」を、定められた期間内に副統括責任者に報告しなければならない。



コード番号	8.1.3	業務名	棚卸
事例	棚卸の報告		

項目	手続	留意点
⑤ 報告	<p>手順1 情報化推進リーダーは棚卸後、直ちに「棚卸実施結果」を作成し、情報セキュリティ管理者（所属長）の決裁を受ける。</p> <p>手順2 情報化推進リーダーは「棚卸実施結果」を情報化推進員に提出する</p> <p>手順3 情報化推進員は部局内を取りまとめ、情報セキュリティ責任者（各部局の次長等）に供覧し、ソフトウェア資産管理担当者（情報政策課担当者）に「棚卸実施結果」を提出する。</p>	<p>コード番号8.1.2のつづき</p> <p>棚卸に時間を掛けることは信頼性を損なう原因になるので、定められた期間内に結果を報告するよう努めなければならない。</p>
⑥ 棚卸結果の検証	<p>情報政策課内部作業</p> <p>管理台帳との不一致がある場合は、管理台帳の変更を指示する場合がある。</p> <p>是正措置の実施状況についてモニタリングを実施。</p>	

根拠規程

【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】

- 1 2 棚卸
- (3) 棚卸結果の報告及び是正措置
副統括責任者は、棚卸結果を取りまとめ、明らかになった課題の是正措置及び再発防止策を記載した「棚卸結果報告書」を作成し、統括責任者へ報告しなければならない。また、是正措置の実施状況をモニタリングし、定期的に報告しなければならない。

【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】

- 1 2 検証
- (1) 棚卸
 - ② 棚卸の実施
 - ウ 棚卸の実施
セキュリティ責任者は、副統括責任者の指示に基づく方法で、棚卸の結果を「棚卸実施結果」として取まとめなければならない。
 - エ 棚卸期限の順守
セキュリティ責任者は、副統括責任者の指示に基づく方法で棚卸を実施し、「棚卸実施結果」を、定められた期間内に副統括責任者に報告しなければならない。
 - オ 棚卸結果の妥当性の検証
資産管理者は、「棚卸実施結果」の妥当性を管理記録等及び関連記録等を基に検証しなければならない。
なお、検証の結果、疑義が生じたものについては、資産管理者から報セキュリティ管理者等に確認し、セキュリティ管理者は速やかに調査の上、回答しなければならない。
 - ③ 棚卸結果の報告及び是正措置
管理基準に定めるところによる。
 - ④ 記録
副統括責任者は、棚卸により発見された管理台帳との不一致を是正するため、セキュリティ責任者に指示し、必要に応じて管理台帳の情報を変更させなければならない。
なお、変更した内容については、資産管理者が確認し、不備が発見された場合には、記録したセキュリティ管理者に指示し、速やかに修正させなければならない。